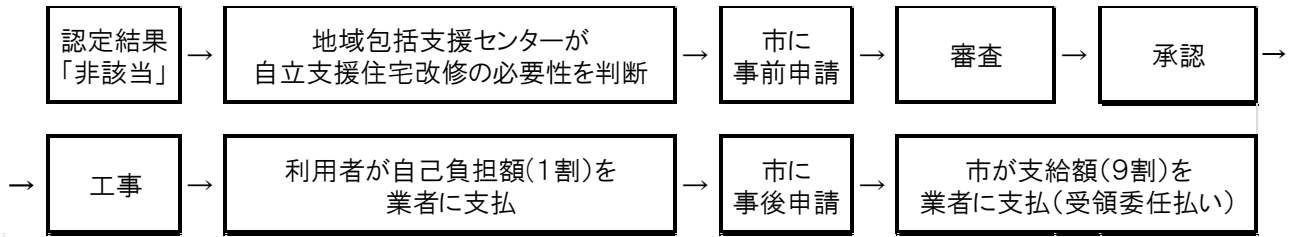


高齢者自立支援住宅改修費の支給申請について

《65歳以上で、要介護認定において「非該当」と認定された方》



○工事前に申請が必要です。事前申請をし、審査を経て承認が下りた際に、被保険者に給付決定通知、工事業者に委託通知をお送りします。事前申請をしてから承認が下りるまで、2週間程度かかります。必ず承認が下りてから工事をしてください。

○工事後は事後申請が必要です。事後申請をしてから支給額の振込まで、1か月程度かかります。

○老朽化・故障に伴う工事、新築に伴う工事は対象外です。

○申請内容、工事内容の確認のために、現地調査をさせていただく場合があります。

○工事を検討するときは、複数の業者から見積もりをとることをおすすめします。

【改修の種類】

- (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他これらの工事に付帯して必要な工事

【支給限度額】(限度額を超えた金額は自己負担となります。)

16万円(自己負担1万6千円 支給額14万4,000円)

《事前申請 必要書類》

1. 高齢者自立支援住宅改修給付申請書
2. 住宅改修の承諾書
住宅の所有者が被保険者と異なる場合は必要です。
マンション等の集合住宅の場合は管理規程をご確認ください。
3. 高齢者自立支援住宅改修給付費受領に伴う委任承諾書
4. 債権者登録兼支払金口座振替依頼書 窓口にて配布しています。
5. 住宅改修内容検討書 地域包括支援センターの職員のみ作成できます。
6. 工事の見積書 手数料は支給の対象外です。
7. 立面図・平面図
8. 日付が入った改修前の写真※

※写真について

- ・カメラに日付機能がない場合は、ボード等に日付を記入し、改修箇所に挿入した写真を添付してください。
- ・段差解消工事の場合は、改修前後の高さが分かるように、メジャーをあてた写真を添付してください。

《事後申請 必要書類》

1. 高齢者自立支援住宅改修完了報告書
2. 領収証(原本)
3. 日付が入った改修後の写真※

注意 事前申請と内容が変更になる場合は、工事前に市へご相談ください。
変更内容によってお手続きが異なります。

○ご不明な点はお問い合わせください。

東久留米市役所 福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係
電話番号 042-470-7750(直通)
FAX番号 042-470-7808